

## 「平成25年度債権処理計画(目標)」の目標額の確認について

平成25年12月6日

総 務 部

## 1 予算決算常任委員会からの指摘事項

債権処理計画(目標)については、環境生活農林水産分科会委員長から、一部債権処理計画において、平成25年度の目標額を設定するにあたり、精査が十分ではないとの指摘を受けました。

債権処理計画(目標)は、県全体の未収金の縮減を図るうえで非常に重要なものであることから、環境生活農林水産分科会委員長から報告があったことを踏まえて、12月9日から12日に開催される各分科会で再度、精査したものの報告を県議会から求められています。

## 2 債権処理計画(目標)の確認の考え方

委員会からの指摘事項を踏まえて、次の基本的な考え方に基づき再確認を行ったうえで、再度各分科会においてその結果を報告することとします。

なお、再確認の時点は当初の計画策定時としています。

## ○目標設定にあたっての基本的な考え方

「平成25年度債権処理計画(目標)」の回収目標の設定にあたっては、回収対象債権として整理した債権について、三重県債権管理適正化指針に基づき積極的な債権回収に努めることを基本としたうえで、

- ① 差押えを予定している債権については原則全額を目標額とするが、全額回収が困難な事情がある場合は差押え可能額(生活に必要な金額を除く)を目標額とする。
- ② 現在、訴訟中の債権、破産手続き中の債権等で未だ判決等がなされていないものについては、当面、全額を目標額とする。(判決等が確定したときはその額)
- ③ 履行期限の延長、裁判上の和解又は分割納付誓約がされた債権で、各年度の約定額等が定まっているものについては、原則としてその額を目標額とする。
- ④ 債権回収委託をしている債権については、委託時の積算等を参考にして、目標額を設定する。

⑤ 当該債権について、回収債権にあたっての個別の特殊要因があるものについては、その事情による額を目標額とする。ただし、その特殊要因について、県民に説明責任が果たせるものに限る。

⑥ 上記①～⑤以外のものについては、これまでの回収実績も踏まえ、合理的に見積った額を目標額として設定する。

なお、詳細については、別紙「債権処理計画（目標）の目標額のチェックシート」によることとする。

## 債権処理計画（目標）の目標額のチェックシート

	項目	目標設定の考え方
回収対象債権	1 法的措置を行う債権（項目2を除く） 【5(2)オ 法的措置】	全額を回収額とする ※事情のある場合を除く 差押可能金額（生活に必要な金額を除く） ※見込額の場合も可能とする
	2 裁判中の債権 【5(2)オ 法的措置】	全額を回収額とする ※判決等が確定したときはその額
	3 裁判上の和解がされた債権 【5(2)オ 法的措置】	今年度の約定額とする ※変更が見込まれる場合はその額
	4 破産手続開始等の法的債務整理手続中の債権 【5(1)エ 情勢変化への対応】	全額を回収額とする ※手続等が終了したときはその額
	5 徴収猶予、履行延期の特約等とした債権 【5(3)イ 履行期限の延長】	今年度の約定額とする ※変更が見込まれる場合はその額
	6 分割納付誓約書が出されている場合（書面はないが定期的に分納中を含む） 【5(3)イ 履行期限の延長】	今年度の履行（分納）予定額とする ※変更が見込まれる場合はその額
	7 債権回収の委託をしている債権 【5(2)カ 民間委託の活用】	委託時の積算もしくは過去の実績による額とする
	8 その他特殊要因 【5(1)ウ 債務者の状況調査】	合理的な説明が可能な特殊要因がある場合はその事情による
	9 その他催告中の債権 【5(2)ア 督促の徹底、イ 納付指導】	過去の実績も踏まえて合理的に見積る
整理対象債権	10 滞納処分の執行停止、徴収停止とした債権か、その見込みがある債権 【5(3)ア 徴収停止】	整理債権とし、不納欠損処理を行う年度まで目標額は計上しない。
	11 履行延期の特約等後の免除 【5(3)ウ 債務の免除】	免除を行う年度に全額を整理額とする ※免除年度以外は履行延期の特約等と同じ
	12 法人の清算終了（合名会社、合資会社を除く） 【5(3)オ 不納欠損処分、別添7】	全額を整理額とする ※役員、親会社等が保証している時を除く
	13 不納欠損処理の事由が生じている債権 【5(3)オ 不納欠損処分、別添7】	不納欠損処理の事由が見込まれる年度に、全額を整理額とする

※【 】書きは、該当する三重県債権管理適正化指針の項目番号。